

財形貯蓄の論点

1 企業の福利厚生と財形制度との関係

現行の財形制度は、勤労者の自主的な資産形成の自助努力に対して、事業主が協力し、さらに国がこれに対して援助を加える三者協力の原則が基本となっている。企業による法定外の福利厚生の縮小が見られる中で、この基本原則を維持していくべきか。それとも、企業の法定外の福利厚生とは切り離して、勤労者の自主的な資産形成の努力を行う制度とすべきか。

また、勤労者には各年齢階層別にさまざまな資金需要があるが、そのうち、財形制度においては、どのようなものを支援すべきか。

2 社会保障制度全体の中での財形年金貯蓄の位置付け

公的年金や退職金・企業年金の給付水準の低下が見られることから、財形年金貯蓄制度は、社会保障制度全体の中で、老後の所得保障の面で一定の役割を果たしていくことができるようにすることが必要であると考えられるが、どうか。

なお、その際、老後生活資金を積み立てる自助努力支援制度として確定拠出年金制度（個人型）が創設されていることから、これとの関係はどのように整理すればよいか。

3 住宅政策の転換への対応

国の住宅政策は、新規住宅取得の支援から、民間金融機関の住宅ローンの活用と中古住宅・リフォーム市場の整備を基本方向とした新たな政策への転換に向けて検討が進められているところであり、都市再生機構による住宅分譲は行わないこととされ、住宅金融公庫の直接融資も縮小されることとなっている。このような中で、財形住宅貯蓄は、どのようにしていくべきか。

4 制度の対象者の範囲

- (1) 財形制度は、制度創設時には、勤労者は自営業者等に比べて貯蓄、住宅等の資産形成面での立ち遅れが大きいことを理由に、勤労者のみを対象とする制度となっているが、上記1及び2への対応の必要性は、自営業者等も同様の事情にあることか

ら、少なくとも勤労所得のある就業者（＝公的年金の1号及び2号被保険者）を対象者とするとも考えられるが、どうか。

（2）貯蓄率の低い若年者が増えてきている問題やフリーターの問題については、財形制度においてどのように対応をしたらよいか。

5 税制改革への対応

（1）政府全体としては、現在、「貯蓄から投資へ」の基本方針の下に投資優遇措置を拡充していくこととなっている。安定的な運用を重視して金融商品を貯蓄性の高いものに限定している現行制度を改め、投資性の高いものも認めていくことが考えられるが、どうか。

（2）政府全体として金融所得課税の一体化の検討が進められているところであるが、将来的には預貯金の利子等も含めて損益通算の適用を受けようとする者に選択制の金融番号を付与して、その損益を通算することとされている。この金融所得一体課税が完全実施される際には、財形貯蓄の利子等非課税措置が廃止される可能性があるが、どのように対応したらよいか。

6 金融システム改革の進展への対応

平成8年以降、自由で公正な金融システムを構築することを目的に、金融の各業態を超えた総合的な規制の緩和・撤廃等を内容とする金融システム改革が行われ、金融商品の多様化、業務規制の緩和等が行われている。また、平成17年4月から金融機関においてペイ・オフが完全解禁されることとなっている。

このような状況の中で、利子非課税措置が講じられていない一般財形についても1契約1商品とされ、また、預け替えも制限されている財形制度をどのようにしていくべきか。

7 勤労者の離職転職比率の増加

現行制度においては、転職先の企業に財形制度があっても失業期間が一定期間を超えると財形貯蓄を継続できない仕組みとなっていたことから、より継続しやすくするために、失業期間を、平成6年度に半年から1年までに、さらに、平成16年度に1年から2年までに延長してきたところである。

今後も勤労者の離職転職比率は引き続き増加することが見込まれる中で、従前のような措置にとどまることなく、抜本的な見直しが必要ではないか。

8 勤労者自身による払い込み

事業主によつての「賃金控除・払込代行」は、財形貯蓄制度の基本的要件とされているものであるが、これが中小企業での普及が進まない一因ともなっている。現行制度を前提としつつ事務コストを低く抑えるための工夫を続けるべきか。あるいは、基礎年金番号や金融番号等を用いて「勤労者」であることを確認できるようにした上で、勤労者自身による払込を認められるようにするなど抜本的な見直しが考えられないか。